

議案第 7 1 号

世田谷区立ひだまり友遊会館の指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立ひだまり友遊会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第
2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立ひだまり友遊会館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立ひだまり友遊会館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立ひだまり友遊会館	社会福祉法人奉優会	東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで